

放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則

平成26年8月28日
放送大学学園規則第2号
改正 令和2年3月30日

(趣旨)

第1条 放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第29条第1項の規定に基づく学長の任免の基準、任期その他人事の基準に関しては、この規則の定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 学長の選考は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、高等教育に関し識見を有する者で、放送大学の目的に深い理解をもっていると認められる者のうちから、学長選考会議が定める基準により行う。

2 理事長は、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、学長の選考が行われたときは当該選考の結果を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

(選考の時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号の場合は任期満了の6月前までに選考を開始するとともに、原則として任期満了の2月前までに行うものとし、同項第2号又は第3号の場合はその事由が生じた後速やかに行うものとする。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は4年とする。

- 2 学長は、1回に限り再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない学長に係る任期は、当該始期から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(学長の免職)

第5条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、学長の免職を理事長に申し出ることができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 学長の職務の執行が適当でないため大学の教育研究活動に著しく支障が生じ、学長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき。

(欠格条項)

第6条 寄附行為第10条第1項各号に規定する役員となることができない者又は同条第2項に規定する理事となることができない者は、学長となることができない。

(その他の基準)

第7条 この規則に定めるもののほか、学長の人事の基準に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日において、現に在職する学長の第4条第1項の適用については、施行日前の学長の在職期間を含むものとする。
- 3 この規則の施行日において、現に在職する学長の任期については、第4条第3項の規定は適用しない。
- 4 この規則の施行日において現に在職する学長が寄附行為第25条第2項に定める手続により再任された場合の任期は、第4条第2項ただし書きの規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。